

市政刊行物の有償頒布に伴う事務取扱要綱

(目的)

第1条 市民への情報提供の充実と市政刊行物の円滑で効果的な頒布を図るため、市政刊行物の有償頒布に係る事務処理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、市政刊行物（磁気媒体・映像物等を含む。）とは次の各号の定めるところによる。

(1) 広報刊行物

事務事業の周知・啓発などの目的で作成した冊子、チラシ等をいう。

(2) 行政刊行物

報告書や概要、記録など事務事業の執行に伴い作成した冊子や地図、リーフレット等をいう。

(有償刊行物の範囲)

第3条 行政刊行物は、次の目的で作成したものを除き、原則として有償で頒布する。

(1) 一般に広く周知する必要があるもの

(2) 事業目的を達成するため、頒布対象を特定しているもの

(3) 市民生活に係る基礎的な情報を提供するもの

(4) その他総務企画局長が認めるもの

(有償刊行物の販売窓口及び営業時間等)

第4条 有償刊行物の販売窓口並びに窓口の所管課及び営業時間は次のとおりとする。

(1) かわさき情報プラザ（以下「情報プラザ」という。）（総務企画局シティプロモーション推進室）

午前8時30分から午後5時まで

(2) 中部道水路台帳閲覧窓口（建設緑政局道路管理部管理課）

午前8時30分から午後5時まで

(販売窓口で取り扱う有償刊行物)

第5条 第4各号で規定する販売窓口で取り扱う有償刊行物のうち、毎年度発行しているものについては、直近2年度分までの販売を原則とする。これによらない場合には、総務企画局シティプロモーション推進室（以下「シティプロモーション推進室」という。）と協議を行うものとする。

(頒布価格)

第6条 有償刊行物の頒布価格は、原則として印刷・製本に係る実費を勘案した額とする。

2 発行局長等は、前項と異なる頒布価格を設定するときは総務企画局長と協議する。

(有償刊行物の販売)

第7条 有償刊行物を発行する局の局長等（以下「発行局長等」という。）は、有償刊行物

の発行並びに販売開始にあたっては、有償刊行物販売依頼書（様式1）を総務企画局長に提出する。

- 2 有償刊行物を発行する所管課（以下「所管課」という。）は、払込みを行うための払込書を有償刊行物ごとに用意し、シティプロモーション推進室あてに送付する。
- 3 第3条に規定する販売窓口で有償刊行物を販売したときには、翌日（翌日が閉庁日であるときには、次の開庁日）までに第2項の払込書により指定金融機関等に払い込む。
- 4 所管課は、指定金融機関等から送付される収納済通知書に基づき自動調定により決裁を行う。

（企業会計における販売手数料）

第8条 企業会計が第4条各号の販売窓口で有償刊行物を販売するときには、販売手数料として販売価格の15パーセントを負担するものとする。

（有償刊行物の在庫管理）

第9条 販売窓口で取り扱う有償刊行物の在庫については、施錠可能な棚に保管するなど適切な管理を行うものとする。

- 2 有償刊行物の在庫の不足が見込まれるときには、販売窓口からの依頼に基づき所管課が不足分を用意し、情報プラザへ納品を行うものとする。

（収納金及び釣銭の保管）

第10条 収納金及び釣銭については、施錠された金庫に保管するなど厳重な管理をするものとする。

（販売実績の管理及び報告）

第11条 有償刊行物の販売実績は、販売窓口ごとに一日単位及び一月単位で集計しシティプロモーション推進室へ報告後、シティプロモーション推進室が所管課に報告を行う。ただし、販売実績が発生しなかった場合は、報告を省略することができるものとする。

（有償刊行物の販売に必要な備品）

第12条 有償刊行物を販売するにあたり必要となる次の備品で、2箇所の販売窓口で共通に使用するものについては、シティプロモーション推進室が管理するものとする。

- (1) 金銭登録機（ロール紙などの消耗品を含む。）
- (2) 収納金及び釣銭保管用金庫
- (3) 有償刊行物販売に係るキャビネット類

- 2 地図を格納する地図庫については、まちづくり局計画部都市計画課が管理するものとする。

（郵送での販売）

第13条 郵送での有償刊行物の販売は、情報プラザで対応するものとする。

- 2 郵送で有償刊行物を販売するときは、先に購入希望者が販売代金分の現金及び送料相当の切手を情報プラザに送付し、情報プラザにおいて受領を確認後に有償刊行物を発送するものとする。

3 中部道水路台帳閲覧窓口に郵送での販売申込があった場合は、情報プラザでの対応を
購入希望者に案内するものとする。

(有償刊行物の問い合わせ)

第14条 有償刊行物の内容についての問い合わせには、所管課が対応するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。